

会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第3回豊島区児童福祉審議会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開催日時		令和7年1月30日（木）午後6時30分～
開催場所		豊島区役所本庁舎5階 507～510会議室
議 題		1 開 会 2 臨時部会委員紹介 3 豊島区社会的養育推進計画について 4 答申 5 区長あいさつ 6 報告事項 (1) 各部会の開催状況について (2) 豊島区児童相談所の状況について (3) 豊島区子ども家庭支援センターの状況について (4) 豊島区の子どもの権利擁護について ・意見表明支援等の実施状況について ・としま子どもの権利相談室 7 閉会
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0名
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	柏女委員、武藤委員、坂井委員、土田委員、馬淵委員、湊委員、三輪委員、石田委員、佐藤委員、馬場委員、藤井委員、大竹委員、小平委員、渡邊委員、猪岐委員、大久保委員、小山委員、箕輪委員、善本委員、上川委員、長谷川委員、松田委員
	関係理事者	区長、子ども家庭部長、児童相談所長、子ども若者課長、子育て支援課長、児童相談課長、子ども家庭支援センター所長、保育課長、保育政策担当課長、保育支援担当課長
	事 務 局	子ども若者課管理・計画係長、子ども若者課職員

会議資料	資料 1 豊島区児童福祉審議会 委員一覧 資料 2 豊島区社会的養育推進計画について 資料 2 別添 国の策定要領と区計画の構成の比較 資料 3 豊島区社会的養育推進計画（案）の概要 資料 4 答申書 資料 4 別添 豊島区社会的養育推進計画（案） 資料 5 令和 6 年度里親部会 審議内容 資料 6 令和 6 年度権利擁護部会 審議内容 資料 7 令和 6 年度児童虐待死亡事例等検証部会 審議内容 資料 8 令和 6 年度保育部会 審議内容 資料 9 豊島区児童相談所の状況について 資料 10 子ども家庭支援センターの状況について 資料 11 意見表明支援等の実施状況について 資料 12 「としま子どもの権利相談室」の運営状況について 参考資料 1 豊島区児童福祉審議会条例 参考資料 2 豊島区児童福祉審議会条例施行規則 参考資料 3 豊島区児童福祉審議会部会設置要綱 参考資料 4 豊島区児童福祉審議会区側出席者名簿
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

審 議 経 過

事務局： 本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。事務局を務めております子ども若者課長です。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、豊島区児童福祉審議会第 3 回本委員会を開会いたします。

開会前に事務局から本日の出席者数などについてご報告と事務連絡をさせていただきます。

本日の出席委員は現在 21 名となっております。

豊島区児童福祉審議会条例第 8 条に定める、定足数を満たしておりますので、本審議会は成立となります。

4 名の委員はオンラインでのご参加です。

1 名の委員は途中退席の予定です。

また、委員 1 名は、ご欠席の連絡をいただいております。

資料につきましては、事前に送付させていただいております。

資料 1 から 12 および参考資料 1 から 4 となっております。

お持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局の方にお声がけいただければと思います。

次に、会議録についてです。

会議録は基本的には要旨記録といたします。

発言者の氏名は公表せず、委員長、委員、事務局という表現になります。
会議終了後、事務局でまとめまして、皆様に確認していただいた上でホームページに公開を
してまいります。

ご発言の際は、挙手をしていただきますようお願いいたします。

職員がマイクをお持ちいたします。

事務局からの連絡は以上となります。

この後は委員長に進行の方をお願いいたします。

1 【開 会】

2 【臨時委員紹介】

委員長： 皆さんこんばんは。

本委員会は久しぶりの開催ということですが、部会等につきましては、それぞれ委員の
皆様方に、日常からご尽力をいただいております。

感謝を申し上げたいと思います。

今日は臨時部会も含めて各部会の報告と、それから全体の審議会の方で区長からの諮問をいた
だきましたので、その諮問の答申の案も臨時部会の方で作成をしておりますのでそれらについ
ての報告と議論という形になります。

限られた時間ですが8時を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第2の臨時部会の委員のご紹介ということになります。

今日は臨時部会の臨時委員の皆様にもご出席をいただいております。

事務局から紹介をお願いいたします。

事務局： 資料1、豊島区児童福祉審議会委員一覧をご覧ください。

令和6年5月より臨時委員として審議をしていただいた4名の方をご紹介させていただきます。
す。

お名前の五十音順でご紹介をいたします。お呼びいたしましたらお立ちいただきまして、一言
ご挨拶をお願いいたします。委員をお願いいたします。

委員： どうぞよろしくお願いいたします。私、昨年度まで江戸川区児童相談所で所長をしておりま
した。

昨年からはですね、大田区の子ども家庭総合支援センターの開設準備等をさせていただいてお
ります。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 続きまして本日オンラインでのご参加の予定の委員ですがちょっとまだ入っていらっしやっ
ていないようです。続きまして、次の委員です。

委員： よろしくお願ひします。子どもの声から始めようというところで意見表明支援員として活動
しています。よろしくお願ひいたします。

事務局： 次の委員につきましてもまだ今お見えになっていないといった状況となっております。臨時
部会は臨時委員4名と、部会長、委員3名で審議をしていただきました。

委員長にはオブザーバーとしてご参加をいただいております。

3 【社会的養育推進計画について】

委員長： はいありがとうございます。以上の4名の臨時委員の方にご参加をいただいて臨時部会をしていまして、ケアリーバーの方にもご参加をいただきまして、ご審議をいただきました。それでは早速報告に入っていきたいと思えます。まず最初に社会的教育推進計画についてこちらについてお話をさせていただきたいと思えます。それでは臨時部会の部会長から検討結果の報告をお願いしたいと思えます。会長よろしくお願ひいたします。

部会長： はい、よろしくお願ひいたします。

今回の社会的養育推進計画の内容につきましては後ほど詳しくご説明があると思えます。私は資料2にそってお話を少しさせていただきます。約1年前の、1月24日の本委員会において、諮問を受けております。

大きな1にありますように、社会的養育推進計画の策定につきまして諮問を受けたということです。

諮問の理由は二つありました。

一つ目には、豊島区の地域性等を反映した計画を策定するため、ということです。

二つ目には、区内の児童養護施設等の誘致について、あるべき姿を明らかにするためです。

この二つの理由で諮問が行われています。

大きな2になりますけれども、臨時部会を設置して検討を始めました。臨時部会にはメンバー9人で、社会的養護の経験者などの4名の臨時委員を迎えました。委員長にはオブザーバーとしてご参加をいただいて私の気づかないところを補完していただきました。

3、検討経過ですけれども臨時部会の検討は4月から12月まで7回の会議が行われて活発にご議論いただいたところです。

その7回の間には、豊島区に関わる当事者へのヒアリングやアンケート、それからパブリックコメントもしております。

ヒアリングとアンケートにつきましては、4にあります通りです。(1)のヒアリングは臨時部会の委員も手分けして参加をしたところです。

子どもたちについては、①にある一時保護所の入所児童、③の区内にある母子生活支援施設の子どもの他に、②の家庭に復帰して、今は家で在宅指導中の家庭の子どもからのヒアリングを行っていきます。

ヒアリングに回答をしてくださった方々には大人、子ども関わらず、これからフィードバックを行っていきます。まず自分の言った意見がどう使われているか、意見を出してくれたわけですから、それぞれお答えをしていきます。

子どもたちには本人のわかる資料を別途ご用意することになっております。

アンケートにつきましては(2)の通りです。

①ですけれども、区内に児童養護施設はありませんので、豊島区外の児童養護施設です。

今はここで生活をして、親だけが豊島区内にいる子どもたちがいます。

そういう子どもたちにも協力をしてもらいました。

パブリックコメントにつきましてはご覧のとおりです。

豊島区においては事務局の尽力で、10月末までには素案が取りまとめられて、11月1日から行いました。

パブコメには6件の意見が寄せられております。

既に素案に入っていたものが1件ありましたけれども、それ以外は意見を取り入れて、反映し

ています。

今回子どもたちはじめ、多くの当事者に意見を聞いて取り入れながら計画を策定できたということは、画期的なことだと思います。行政計画を作ることに自分も以前関わったりしましたが、意見は聞くが聞きっぱなしで返さないというのではなくきちんと返事をするようになっていくというところで、隔世の感があります。

今後の計画の進捗を中間評価したり、次の期間の社会的養育推進計画を作るときに向けて少し前から計画の達成状況について評価していくことが行われていきますが、そのときにもぜひ当事者の参加を得て行っていただきたいというふうに思っております。

おそらくそれは計画を作るよりも、どれだけできたかできないかを評価して、それを当事者参加でやることの方が大変なことなんだろうと想像はしますけれども、是非やる価値のあることだと思うのでご検討いただきたいと思います。私からは以上です。

委員長： はいありがとうございます。詳細な報告を感謝申し上げます。

それでは事務局から計画の概要説明をお願いいたします。

すでに委員の皆様方には、一度ご報告案をお送りしてざっとでもご一読いただいているのではないかと思いますけれども、改めて5分程度の短い時間ですが、ご報告をお願いしたいと思います。では、よろしくをお願いいたします。

子育て支援課長： 資料3、豊島区社会的養育推進計画案の概要をお取り出し願います。

こちらが臨時部会の皆様に取りまとめくださいました内容になります。

本計画は3章の構成になっております。

第1章に計画策定の目的と背景および理念と基本方針を掲げております。

本計画の目的は社会的養育の推進、充実に向けた基本的な考え方と今後の取り組みの方向性を明らかにするために策定するものでございます。

計画の理念および基本方針として二つ掲げました。計画の理念につきましては、社会全体で家庭養育を支援するとともに、社会的養護の充実により、子どもの健やかな成長と自立を保障し、置かれた環境に関わらず全ての子どもの最善の利益を守る豊島区の実現といたしました。

こちらの理念も踏まえまして、基本方針を二つ掲げております。

1つ目、母子保健部門から児童福祉部門までの一貫した支援体制により、妊娠期から子育て期まで、切れ目なく良好な親子関係の維持と適切な家庭養育をサポートします。

2つ目に、社会的養護においては、当事者である子どもの意見や思いを尊重した子どもの権利擁護を第1に、家庭または家庭的環境での養育と個々のニーズにかなったケアを推進しつつ、子どもが、長期的に安定した繋がりのもとで安心して成長できるよう取り組みを進めます。

委員の皆様本当にこの文言を大変練っていただき、こちら掲げさせいただきました。

計算期間は令和7年から11年の末までの5年間です。策定後の進捗管理としまして、先ほど部会長からもございましたが、社会的養護経験者等交えた点検評価を実施しまして、児童福祉審議会に報告をすることとしております。

第2章は豊島区の状況を示したものでございます。児童人口の推移から今後の人口を算出しまして、代替養育を必要とする児童数を推計いたしました。

また11年度に向けた里親委託率の目標を記載の通り、11年度で38.7%という形で掲げております。

ページをおめくりいただきまして第3章、こちらが基本方針を実現するための取り組みといたしまして、8つ掲げております。

1 つ目、こちらが当事者である子どもの権利擁護の推進ということで、社会的養護を必要とする子どもの権利擁護について記載をしております。

2 つ目、こちらが、地域における妊産婦や家庭養育への支援の充実といたしまして、支援を必要とする妊産婦と家庭への支援として、こども家庭センターの体制及び家庭支援事業、ヤングケアラーへの支援についてもこちらに記載をしております。

3 番目、代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取り組み、こちらからは主に児童相談所が関わる子どもへの支援体制や、取り組みの方向について記載をしております。

4 番目が一時保護児童への支援体制の強化、5 番目が里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組について記載をしております。

6 番目は社会的養護経験者等への自立支援の推進といたしまして、社会的養護から自立する際の支援として、自立前からの切れ目ない支援や、また公的支援に繋がってこなかった若者への支援についてもこちらに記載をしております。

7 番目、諮問理由の一つにございました、区内における社会的養育の充実のための施設のあり方としまして、こちらに記載をしております。

これまでの取り組みの方向性を踏まえて、豊島区に必要とされる施設機能のあり方について記載をしております。

計画の策定と区内における施設のあり方についての 2 本柱の諮問の、大きな柱の一つとなっております。

最後 8 番目が、児童相談所の体制強化といたしまして、児童相談所の取り組みの方向性を記載しております。

あともう一つ、資料 2 の別添といたしまして、参考資料に国の策定要領と区計画の構成の比較というものを載せさせていただきました。国から示されました策定要領に基づきまして、多少順番が変わっているところがございますが、基本的には全て作成要領を踏まえた形を区の計画にも盛り込んでいますのでご確認いただければと思います。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

委員長： はいありがとうございました。

この臨時部会は、私もオブザーバーとして参加をさせていただきました。

オブザーバーとして参加していることを忘れるほど白熱した議論が行われましたので、私も参戦したりする発言をしてしまいました。

いくつか経過については部会長からお話がありましたので、私からは感想めいたことを、2 点ほど申し上げさせていただきたいと思っております。

内容面については、概要の報告があった通りでございます。

区の実情にも添いながら先駆的な取り組みについても、計画に盛り込められたことはよかったと思っております。

また、区の児童福祉施設のあり方について、先ほど説明がありましたように、小規模多機能型の児童養護施設をということで、難しい条件をクリアできる、他にはない複合的な機能を持つ、児童養護施設の提案ができたということは意義深いというふうに思います。

今後、場所、運営主体、あるいは誘致するののか創設するのかなどいろいろなクリアすべき問題は多いのではないかと思います。スピーディーに検討・対応を進めてほしいと、切に願っております。

それから次に運営面ですけれども、運営面では二つの大きな特徴があったかと思っております。

一つは先ほど部会長もご説明されましたけれども、委員会にケアラーの方が複数ご参加を

いただいております。

東京都の実施計画でもケアリーバーのかたは1人だけで、複数の方がご参加というのは、あまりないのではないかと思います。

計画の進行管理についても、このケアリーバーの方々のご参加を得て、進めていくことが必要だというふうに思います。部会長がそのようにおっしゃっていただきましたので、私もそれに賛同いたします。

もう一点、内容面で気をつけたところは、東京都の社会的養育推進計画が同時に進行しておりますのでそれとの整合性や特徴をですね、どう考えていったらいいのかです。

これらのところにかかなりの量を用いたところがあります。今後区立児童相談所の設置が進んでいくということでもありますので、都の児童相談体制の再構築を行っていかなければならないということ、あるいはなかなか豊島区としては手の出しにくい児童自立支援施設や、あるいは心理治療を必要とする子どもたちの対策、これらについては東京都が中心になっていただかないと、なかなか区だけでは難しいというようなことがあります。

こうした点に配慮しながら、都に託すべきことは託し、区の独自性を出していくところは出していく。そういうようなことに心がけて計画の推進を進めてきたということが、大きな特徴の一つではないかなというふうに思っております。

時代の大きな変わり目になりますが、このような計画を取りまとめられたことが本当に良かったなというふうに思っております。

私も委員として参画していたんですが、先週の1月23日には、豊島区の基本構想、基本計画、10年計画ですが、それも豊島区基本構想審議会から答申されております。区の行政と一体となって、子どもたちのウェルビーイングがより進んでいくことが、この計画の推進に求められたなというふうに思っております。部会長を初め、関係者の皆様方、事務局を含めてご尽力に心より感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

事務局： すいません。ただいま委員が、オンラインでの参加に急遽変わられたようですので一言ご挨拶をお願いできればと思います。

委員： 改めてこんばんは。遅れて大変申し訳ありません。

現地に行く予定が急遽、こういう形で参加になりました。杉並区にあります社会福祉法人、東京家庭学校児童養護施設の施設長を務めております。どうぞよろしく願いいたします。

委員長： 委員ありがとうございました。計画の部会へのご参加本当に心より感謝申し上げます。

それでは社会的養育推進計画の案ですけれども、それについて何かご意見等ございますでしょうか？すでにこれまでご意見がある場合には、事前に出していただければということも申し上げております。またパブリックコメントも終わっておりますので、そう大きく変更することはないと思いますけれども、もし何かございましたら、ご意見・ご質問いただければと思います。いかがでしょうか。

副委員長： 子どものヒアリングアンケート、ケアリーバーの方々も含めてですけれども、自分の意見を聞いていただいたということは、重要なポイントだと思っております。

私達現場にいると、なかなか社会的養育を必要とする子どもたちの意見表明がしづらかったり、意見を形成することが苦手な子どもたちが多くて、ずいぶんいろいろな意見だとか、要望が出たかと思うんですが、参考までにその意見を、この計画の中にどういう形で盛り込んだのか、

どういう内容なのか、少し参考までにお聞かせ願えればと思います。

委員長： はい、どうでしょうか。お願いいたします。

子育て支援課長： はい、どういった聞き取りをしたか、主な回答内容のところは手元にあるんですけど、それを具体的にどう反映したかの資料もお作りをしてたんですけども、今手元にないので、まずはその当事者のどんな声を聞いたかというところをご紹介できればと思います。

例えば、児童養護施設に入所している児童や里親さんに委託をしている児童の方で、聞き取りでの主な回答内容として、「普段あなたの気持ちや意見はどのぐらい聞いてもらえる、と感じますか」というところで、『たくさん聞いてもらえる』というのが、一番多い 50.9%で、『少しは聞いてもらえる』というのも 22.6%だったのですが、一方で『あまり聞いてもらえない』が 5.7%、『わからない』というお子さんも 17%いらっしゃったと。

そういったところでやはり自分の意見を出すとか、それが聞いてもらえているというふうに感じるというところは、先ほどおっしゃっていただいた、意見形成の支援というところが非常に大事だというふうに感じております。

また、「普段あなたの気持ちや意見は大切にされていると感じますか」というところが、『大切にされている』というが回答 58.5%で、過半数はいらっしゃったものの、『わからない』という意見も 32.1%あるというところで、そういうところがやはりポジティブに自分の意見が大切にされているというふうに感じると思ってもらえるように、やはり意見の表明だけではなくて、形成支援が非常に重要だと思っております。

豊島区では今先ほどの委員もいらっしゃる子ども声からはじめようさんと一緒に、意見の表明支援とセットで意見の形成支援という形で遊びを交えた形で自分の意見をを出せるようなことを、一時保護所の方で取り組みをしております。

こちらについても後ほどご説明させていただければと思っておりますが、そのような形で子どもたちの声を受け止めて、必要な支援に繋げていきたいというふうに考えております。

委員長： よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょう。

はい、どうぞお願いします。

委員： この素案の計画案の中に里親委託率の目標という国の方の数値目標が出てますけども、東京都はかなりそれとは、はなれた状況で、現在のところ、この 32.3%と結構高い数字だと思うんですね。

これを目標の中で、3歳以上就学前とか、学童期以降とか、これ数字を出したのは、東京の数字とか、参考にしたのかどうなのか、どういうふうに数字を出したのでしょうか。

いかがでしょうか？

委員長： はい、ではそれは私の方からお答えさせていただきたいと思っております。

東京都が里親委託率が大体 17%ぐらい。今お話ありましたように、豊島区はおそらく東京都の中では一番か二番に高いというところで、内容を部会長の下で、何が原因なんだろう、何か要因があるんだろうかというようなことも、いろいろ調べたわけですけども、そうしますと、豊島区にいる里親さんに委託されてる子どもはそんなに多くはない。つまり、豊島区以外の里親さんに委託されている子どもたちが多いというようなことも見えてきて、そうしますと、やはりいきなりこの高い数字をこれからどんどん上げていく、高い数値を目指そうとしても、全

体の里親委託の体制が整わないと、豊島区としてはやはり豊島区の里親さんを増やしていくことはできるかもしれませんが、それ以外のところを増やすことはできません。

そうした実情を考えますと、都は計画はもう 37%、37.4%でいくんだと、前の計画と同じ計画でいくという風にしております。

それを勘案いたしますと、それ以上に例えば 50%とか、というような委託率を独自に策定することはかなり難しいところがあるよね、ということで、38.7%、これ具体的な根拠を示す数字を元に算出したところ、そのぐらいでしたので、それにしようと思ったところよろございます。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

他にもいかがでしょうか。

よろしければ、特にその内容の修正を図るという提案はございませんでしたので、そこでこの推進計画を「案」をこの場でとらせていただいて、区長へ答申をさせていただきたい。

4 【答申】

事務局： ここから進行は事務局の方で行わせていただきます。

はいそれでは、委員長より、区長へ答申をお願いいたします。

係の者をご案内いたしますので、区長と委員長は、会場中央の方にご移動いただければと思います。

委員長： では答申書を読ませていただきます。

豊島区長様、豊島区児童福祉審議会委員長。

「社会的養育推進計画の策定について（答申）」

令和 6 年 1 月 24 日に諮問を受け、議論を重ねてきた、豊島区社会的養育推進計画について、別添とおり計画案としてここに答申をいたします。

なお、答申に当たり、豊島区児童福祉審議会として、以下の 2 点について申し添えます。

1、計画の着実な推進について

計画の基本理念とした『社会全体で家庭養育を支援するとともに、社会的養護の充実により、子どもの健やかな成長と自立を保障し、置かれた環境に関わらず、全ての子どもの最善の利益を守る豊島区の実現』のために児童相談所を有する基礎自治体として、地域における子育て支援から代替養育まで一貫して取り組むことのできる強みを生かし、計画の着実な推進を図られたい。

2、児童養護施設等の誘致についてのあるべき姿について

区における社会的養育の各側面における現状と課題、求められる資源を踏まえると、里親と里親委託児童への支援機能を持ち、地域における施設養護や、家庭支援ニーズに対応可能な多機能型児童養護施設を区内に整備することが望ましいと考えられる。

区において具体的な検討を進められたい。

以上 2 点でございます。部会長をはじめ皆様方の尽力によって意見をまとめましたのでぜひ推進のほどお願いいたします。

事務局： ここで写真撮影をさせていただきます。（写真撮影）

ここで、区長から一言ご挨拶の方いただきます。

お願いいたします。

5 【区長あいさつ】

区 長： 委員長をはじめ、豊島区の児童福祉審議会の委員の皆様には大変お世話になります。

豊島区の児童福祉の向上に向けまして様々な観点から、ご議論ご対応ご審議ありがとうございます。今委員長から大変重い答申書をいただきました。

昨年1月に諮問をさせていただきました。

特に大きな計画を作ることと併せまして、児童養護施設と施設をどうするかということについては豊島区において、この間ずっと検討課題に挙がっていたものであります。

今回、豊島区の児童相談所ができた、児相を持つ自治体としてしっかり児童福祉審議会でご審議いただきたいということで昨年諮問をさせていただいたところであります。

豊島区の社会的養育推進計画についても、いろいろなご議論があったと伺っておりますし、特に臨時部会部会長ありがとうございます。

部会長のもとで、7回にもわたります熱心なご審議をいただいておりますし、またヒアリング調査にもご協力を賜ったことを感謝申し上げます。

子どもたちや里親さんたちから生の声を直接聞いていただくと。そうした場面でもご尽力を賜りました。

委員の皆様には改めまして、多岐にわたる課題に対して貴重な様々な見地からのご意見を賜ったことを重ねて御礼を申し上げます。児相ができましたもうすぐ丸2年になります。準備も大変でしたけれども、開設してから本当に職員がですね、所長を筆頭に、本当に大変な大変な、でも子どものために「豊島区の子どもは豊島区が守るんだ」という思いで、日々一生懸命やってくれているところであります。

そうした豊島区ですけれども一つご紹介を申し上げますと、これから10年後の豊島区をどういうふうにしていくんだという豊島区の最高指針というか、一番の土台となります豊島区の基本構想、そして5年間何をしていくかという一番上の基本計画ですね、その下にまちづくりから環境、教育、子育て支援、まちづくり等様々な全ての計画がぶら下がっていく一番上の基本構想、基本計画を3月に策定する予定にしております。

これからの10年後どうしていくのか、その大きな柱として当然ながら子どもたちの未来をどうしていくのかという観点で検討をして、1週間前に基本構想審議会からご答申を頂戴しまして、来月12日から始まります区議会に提案をしご審議をいただき、4月からスタートする運びになっております。

その審議会の委員も委員長には委員としてご参画をいただきまして、子育て、福祉の部門から特にいろいろなご意見をいただきました。

委員長には、ここでの社会的養育の計画と、それから豊島区全体の一番上にあります基本構想基本計画と両方の観点からご検討ご審議を賜っておりまして、両方の子どもの分野、社会的養育等々の面から齟齬がないか、ちゃんとできているかということ、両方細かく見ていただきました。

本当に心から感謝を申し上げます。

さて、今いただきました答申ですけれども、社会全体で家庭養育を支援するとともに、社会的養護の充実により、子どもの健やかな成長と自立を保障し、置かれた環境に関わらず、全ての子どもの最善の利益を守る豊島区の実現という。本当に大きな、基本理念をお示しをいただきました。まさに豊島区の社会的養育の羅針盤そのものと思っております。

また、申し上げました通り私達児童相談所を持っております。その重みをしっかり認識をしながら、この理念の実現に向けて全庁を挙げて、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、多機能型児童養護施設の区内整備につきましても、ずっと課題ということで続いていて、児福審でご審議をいただいて、区内整備についても具体的に検討せよという重いご提言を頂戴をしました。

ご提言をしっかりと踏まえまして、豊島区の実情に即した社会的養育の充実に向けて、施設をどうするのかということ、関係部署でしっかり連携して、着実に検討してまいりたいと思います。

結びに、全ての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現に向けてということ、私達これからの豊島区の根幹に置いております。そのことを申し上げますとともに、それをぜひこれからも児福審の先生方にはお支えいただきたいということを心からお願い申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。

素晴らしいご答申賜りまして誠にありがとうございました。

委員長： ありがとうございます。喜んでいただけてうれしく思います。
どうぞよろしく願いいたします。

6 【報告事項】

(1) 各部会の開催状況について

委員長： それでは続きまして報告事項に移っていききたいと思います。

各部会の開催状況についてということになります。

次第6の報告事項のところになります。

各部会の開催状況について、各部会長から順番にご報告をいただきたいというふうに思います。質問やご意見は全部の部会の後まとめて行いたいというふうに思います。

それでは最初に里親部会の報告をお願いいたします。

部会長よろしく願いします。

部会長： 里親部会の会長をさせていただいています、明治学院大学の者です。

里親部会の審議内容について資料5にそって、ご報告いたします。

里親部会では里親認定適否について諮問を受け答申しております。

また、更新継続が不相当と認められる者及び適否の確認を要するものについて諮問を受け答申をいたします。

また、里親の登録の更新を行ったときに報告を受けております。令和6年度は令和7年1月30日現在で5回開催となりました。審議件数はご覧の通りとなります。審議認定の中では、いくつかの案件は付帯意見で、あるいは意見なしで、全ての諮問案件について適格という結果になっております。

委員長： はいありがとうございます。それでは続いて権利擁護部会の報告をお願いします。

部会長： はい権利擁護部会長を仰せつかっております。

令和6年度権利擁護部会の審議内容についてご報告させていただきます。資料をご参照ください。部会の所掌事項といたしましては、こちらの資料6にございますように、児童相談所のとるべき措置について諮問を受け答申する。

2つ目として被措置児童等虐待に係る措置についての報告を受け、意見を述べること。

3つ目として、児童相談所による立ち入り調査、質問、があり一時保護の実施状況等の報告を受けること。

4つ目として、里親養育専門相談事業における対応についての報告を受けること。また調整が困難な事例について審議し意見を述べること。

5つ目として、措置等に対する子ども本人からの申し立てについて審議し、意見を述べること。大きく5つの所掌事項になっております。

令和6年度の、開催回数につきましては、令和7年1月30日現在で2回ということになります。令和6年12月17日、1月21日に部会を開催しました。

年間12回、毎月予定をしておりましたが、案件がなければ流会ということで、今年度実施してまいりました。審議件数は、2回の部会において3件ございました。そのいずれも児福法第28条の申し立てということで3件諮問がございまして、答申しているところでございます。

いずれも、諮問に対して適ということで答申を行っているところです。

答申の可否、適否のみならず、28条の3件につきましては、申し立て後の児童相談所の援助方針等々につきましても、各分野の専門の先生方からですね、ご助言、意見、あるいは配慮すべきことに関して、児童相談所の方に対して、助言という形でさせていただいたということも併せて報告いたします。以上でございます。

委員長： はいありがとうございます。それでは続いて児童虐待等死亡事例等検証部会の報告を部会長よろしく申し上げます。

部会長： はい、児童虐待死亡事例等検証部会の部会長をやっております立正大学の者でございます。資料7の中にありますけれども、私達のこの部会はやらないことが望ましい区の姿というふうに思っております。そういう中であって定例の今年度1回ということになっております。

議事としまして、ここに3つありますように、検証基準等についての再確認であるとか、検証基準に該当する事例はなしということになります。

まずは、事例報告ということで部会における検証対象検証基準には当てはまらないが、豊島区が継続して関わっていた事例の報告ということで、報告は1件ありまして、事例の詳細は申し上げることはできませんけれども、このケースについては豊島区子ども家庭支援センターが養育困難で受理し、相談継続中に高校生が自死したというようなケースでございます。

要対協において情報共有していたということもあり、警察から自死の連絡というようなことでした。この事例を通して区の方では振り返りをしております。

こういった定期的な情報収集の中で、変化があったときや変化がないときも、3ヶ月をめぐりにきちんと所内共有をして、ワーカーが1人で抱え込むことがないように、組織として対応方針を確認するようという振り返りをしております。

そして組織対応の徹底を図っていく。所内で共有したというような報告がございました。

これらの報告を受けて私達の委員としては、こういった自死も含めた再発防止の視点から、専門的な観点から意見交換をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

委員長： はいありがとうございます。それでは最後に、保育部会の報告をお願いいたしますが、部会長がオンラインでのご出席ですので、画面をご覧くださいと思います。部会長よろしくようお願いいたします。

部会長： よろしくお願ひいたします。保育部会の部会長を務めさせていただいております。

それでは、お手元の資料 8 に基づきまして、保育部会での審議内容についてご報告をさせていただきます。部会の所掌事項につきましては記載の通りです。

これらに基づきまして、令和 6 年度は本日までに部会を 1 回開催しております。

なお、今年度第 2 回の部会を 2 月 27 日に開催予定です。

次に、審議の状況についてご報告いたします。

まず、家庭的保育事業等の認可に関する事項についての審議状況です。

今年度は、家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業 A 型の設置に係る計画承認について 2 件の諮問を受け、調査審議をいたしました。

2 件の申請内容等につきましては、それぞれ適との答申をさせていただきました。

なお、2 月の部会では、本年度第 1 回の部会において調査審議いたしました家庭的保育事業等について設置認可に係る調査審議を行う予定です。

次に、保育所等に対する事業停止命令等に関する事項についての審議状況ですが、こちらにつきましては諮問および答申はございませんでした。

その他、保育部会において区より報告いただいた事項は記載の通りです。

以上で保育部会での審議内容の報告を終わります。

委員長： ありがとうございます。各部会の報告が終わりました。

それぞれの部会でご尽力いただきましたことに心より敬意を申し上げます。

どうもありがとうございます。

ご意見ご質問がございましたら、伺いたいと思いますが、いかがでしょうか？

よろしいでしょうか。

これからも部会の議論は続いていくというふうに思いますので、どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

(2) 豊島区児童相談所の状況について

委員長： それでは続きまして児童相談所や子ども家庭支援センター等の報告をしていただきたいと思います。

報告事項(2)ですね。豊島区令和 5 年度児童相談所の状況についてから、(4)、豊島区の子どもの権利擁護についてまでを続けて報告をし、質疑はその後に行いたいというふうに思います。

委員の皆様には、事務局より事前に資料をお送りしております。資料説明は簡潔にお願いできればと思います。それではどうぞよろしくお願ひいたします。

児童相談課長：

はい児童相談課長でございます。児童相談所の状況について説明をいたします。

資料 9 をお開きいただけますでしょうか。

令和 5 年度の実績ということで、まず相談の受理状況でございますが、昨年度、合計 1,185 件の相談がありまして、そのうちの 741 件、全体の 6 割以上が虐待相談が占めているという状況でございます。

続きまして相談経路別ですが、警察からの通告が最も多く 332 件全体の約 3 割を占めているという状況でございます。

2 ページ目です。一番上の枠ですが、児相と子ども家庭支援センターで受けた虐待相談ですが、両方で重複して相談しているのも含めまして、年間で 1,116 件でございます。

相談に対する対応状況でございますが、昨年度は合計 1,156 件の相談対応を行いまして、うち虐待相談の対応が全体の 6 割以上 715 件を占めております。

相談に対応している結果でございますが、6 割以上が助言指導をして助言終了となっております。児童福祉施設への新規入所は 34 件ございました。

3 ページの、一時保護の状況でございます。昨年度、合計 165 件一時保護を行いまして、そのうち、豊島区の児童相談所で一時保護をした件数が 93 件ございました。

一時保護解除後の状況でございますが、一時保護解除は約 6 割以上が自宅に戻っているという状況でございます。

(3) で、一時保護の平均日数でございますが、昨年度、平均で 55.5 日という状況になっております。

最後のページをお開きいただきまして、児童福祉施設等の在籍状況でございます。

令和 6 年 3 月末現在で在籍状況は合計 108 人でございます。

そのうちの児童養護施設が 56 件で、半数以上を占めているという状況でございます。

5 番目に里親制度でございます。

令和 6 年 3 月末時点で、養育里親は 22 家庭登録されておましてその中で委託の児童数は、養育家庭で 11 人、養子縁組で 1 人で合計で 12 人という状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

(3) 豊島区子ども家庭支援センターの状況について

委員長： 続けてお願いします。

子ども家庭支援センター所長：

子ども家庭支援センター所長です。ご報告させていただきます。

すいません資料差し替えさせていただいております。資料 10 をお手元をお願いいたします。

子ども家庭支援センターの状況につきまして、まず 1、児童虐待等の相談に関する状況です。

(1) 児童相談所開設前後の状況ということで、平成 29 年から令和 5 年度までを表しております。こちら子ども家庭支援センターで受理したものになっておまして、児童相談所が令和 4 年度、令和 5 年の 2 月に開設されておりますので、それ以降受理件数は減少傾向になっておりますが、その他の相談につきましては緩やかに増加傾向というふうになっております。

(2) 豊島区児童相談所開設後の状況ということで、今年度 4 月から 11 月までの状況になっております。

こちら子ども家庭支援センターのシステムで抽出した速報値となっておりますが、児童相談所が現在 11 月まで 449 件、子ども家庭支援センターが 210 件、合わせて 659 件受理しております。おめくりいただきましてその他の相談の受理状況でございます。

児童相談所が 269 件子ども家庭センターが 152 件、合わせまして 421 件という状況になっております。その下の③令和 6 年度の相談総数です。

その他の相談が青で、虐待の方がオレンジというふうになっております。

区全体ではその他の相談が 421 件、児童虐待につきましては、659 件という状況になっております。(3) は内訳になっております。虐待の通告件数の月別は、記載の通りとなっております。

②虐待通告の種別につきましては、身体的虐待と心理的な虐待が多いという状況になっております。

次、3 ページ目に進んでいただきまして、主な虐待者につきましては、実母が 57%、実父が 39%

という状況になっております。

虐待通告児童の年齢につきましては、未就学のお子さんで、約3分の2を占めるような形になっております。

⑤その他の相談件数につきましては、月別の内訳は記載の通りとなっております。

その他の相談の種別につきましては、養育困難、特定妊婦、非行、発達問題、不登校などという形で受理をしておりまして、合わせて152件となっております。最も多いのが養育困難となっております。

令和5年度から、ヤングケアラーの支援も子ども家庭支援センターの方で開始しておりまして、養育困難なケースとして受理して対応しています。

⑦その他の児童の年齢ですけれども、小学生と、0歳から2歳が多くなっております。やはり未就学児のおさんがその他の相談も多いという状況になっております。

子ども家庭支援センターから区の児童相談所に送ったケースの内訳でございます。

虐待の送致が9件、虐待で対応をお願いしたケースが20件、対応依頼虐待以外のものが3件、情報提供が17件、虐待以外の情報提供が1件と合わせて50件となっております。

区の児童相談所から、子ども家庭支援センターの方に逆送致されたものについては、面前DVが3件、泣き声通告が13件、その他虐待の相談が2件、対応依頼ということで26件合わせまして44件、区児相から子ども家庭支援センターの方に送られております。

(4) 児童相談所との役割分担についてでございます。区児相の設置をきっかけに、児童相談所、保健所、子ども家庭支援センターの3機関が連携して対応しております。

おめくりいただきまして、役割分担を図に表したものになります。

予防的支援から進行、再発防止までは、保健所や子ども家庭支援センターの広場機能が対応しております。子ども家庭支援センターの、相談支援連携調整グループが虐待対応するグループでありまして、進行、再発防止から専門的な対応の入口ぐらいまでケースを見守っております。児童相談所はハイリスク対応ということで、専門的対応が必要なケースを進行、再発防止ぐらいまでを役割分担して、見守っております。

今年度12月までの3機関連携で共有したケースの数が212件となっております。

2番は要保護児童対策地域協議会の状況についてです。代表者会議実務者会議、ネットワーク会議などは順調に進んでおりまして、記載の通り開催させていただいております。

(2) は虐待対応力の強化や関係機関の連携強化の取り組みについてです。

様々な研修を実施したり、今年度は施設見学などを実施しまして、子ども家庭支援センターの職員と児相の職員が鑑別所などのその後の非行のケースでなかなか区が慣れていないということもありまして、見学させていただいたりということも始めました。②の関係機関の連携強化では、研修を2回開催しております。地域作りの孤立・孤独をなくす取り組みにつきまして、弁護士の先生にご講義いただき、1月16日は代表者会議と合同で開催しまして、東洋大学の先生に来ていただきまして外国にルーツを持つ子どもたちの支援について研修させていただきました。

また、出張講座としまして関係機関に子ども家庭支援センターの職員が出向いて、虐待予防やヤングケアラーの支援につきましても、研修しております。

構成機関につきましては、要保護児童対策協議会に新規団体は2団体加入しておりまして、情報の共有や啓発活動を一緒にさせていただいております。

(3) は虐待防止活動の展開についてです。主だったものについてご説明させていただきます。

7ページに進んでいただきまして、11月のオレンジリボン虐待防止キャンペーンにつきましては、駅前での毎年啓発活動街頭キャンペーンを行っているんですけども、それに加えまして、

児童相談所や関係機関区内の大学生たちにも協力いただきまして、区内 8 キロ、9 キロぐらいですね、たすきリレーをするイベントと、トークイベントを開催させていただきました。

こちらは区長にも最後走っていただきまして、走った職員や学生さんたちとの一つのものを作り上げる一体感や連帯感がすごく生まれまして、職員も達成感を感じられたイベントになりました。あと、虐待防止区民講演会では親子のアンガーマネジメントということで、明治安田心の健康財団と共催で実施させていただいております。

ヤングケアラーの支援につきましては、子ども家庭支援センターが常設窓口になって相談を受けておりますけれども、関係機関や関係団体との連絡会議を開催させていただいております。

8 ページにお進みいただきまして(4)は子ども家庭支援センターの各種事業になっております。こちらは広場事業や親子関係形成事業などご紹介させていただいておりますのでご覧いただければと思います。11 ページをおめくりいただきまして、ショートステイ事業についてです。

現在豊島区では記載の事業者に委託をして実施しております、実績はこちら令和 5 年の実績で、利用人数 498 人、587 泊 192 回、お子さんの実人数としましては、108 人のお子さんのご利用がありました。

次のページ、12 ページいっていただきまして、令和 6 年度の実績は 506 人お子さんの実人数で 84 人という実績になっております。

⑧のバースデーサポート事業は東京都の事業を活用しまして昨年度より実施しております。令和 5 年度は第 1 子が 1 万円、第 2 子が 2 万円、第 3 子が 3 万円ということで給付を行いながら、アンケートや所属のないお子さんは区の職員が家庭訪問してアンケートを実施しております。今年度につきましては、東京都の方で予算が拡充されまして、第 1 子が 6 万円、7 万円、8 万円という形でありましたので、面接率がずいぶん上がりまして、82%の現在回収率となっております。

以上でございます。

(4) 豊島区の子どもの権利擁護について

- ・意見表明支援等の実施状況について

子育て支援課長：

続きまして意見表明支援等の実施状況についてご説明をさせていただきます。

資料 11 をお取り上げください。

ではこちら令和 4 年改正児童福祉法に定められた子どもの権利擁護に関しまして、本区での意見表明支援の取り組みについてまとめたものでございます。

1 番目、子どもの権利擁護に係る環境整備の全体像といたしまして、児童福祉法に定められた、児童相談所の職員による意見聴取等措置、そしてアドボカシーによる意見表明等支援事業、3 点目、子ども本人による児童福祉審議会への申し立て制度、この 3 点の 3 層で構成をしており、また豊島区には平成 18 年に子どもの権利の条例を作っており、豊島区子どもの権利擁護委員さんがいらっしゃいます。

こちらの豊島区子どもの権利擁護委員および、としま子どもの権利相談室が設置されてございますので、こちらが区全体の子どもの権利救済機関の第三者機関として、これらの意見聴取等措置であるとか、意見表明等支援事業について調査調整または是正要請を持つ権限を持って、これらを見ていくといった形で豊島区は全体像として整備をしております。

2 番目、意見表明等支援事業の実施状況についてご説明をいたします。

豊島区は、令和 5 年の 10 月から意見表明支援員、こちらは区が委嘱をしました 1 名の方によ

る一時保護所への月1回の訪問のアドボカシーの試行を開始をしております。

この最初の試行実施のときから、毎回導入ワークショップという形で遊びを取り入れた形で子どもたちが自分の意見を言いやすいようなかたち、また意見を言っているところの意識づけからの意見形成支援を行うとともに、その後、遊びやふれあいを通じて関係性を構築しながら、希望児童への面談を実施をいたしました。

今年度、令和6年度につきましては、6月から試行拡大の位置づけという形で、子どもアドボカシー団体による一時保護所への週1回の訪問アドボカシーを開始をしております。

その中で毎回という形ではなくて間隔を定期的にとという形で、意見形成支援のワークショップを9回実施をいたしました。週1回に増えたところもありまして、個別面談も23件と大きく増えております。

そして令和7年度につきましては、一時保護所への週1回の訪問アドボカシーを継続しつつ措置時の決定に当たっての意見表明支援を開始ということで、保護された段階または施設、里親さんに措置をされる段階の前に、意見表明支援員も必ず子どもの意見を聞くという機会の確保を開始してまいります。

また、現在里親さんに委託をされている児童、または施設に入所されている児童の皆さんにつきましても、意見表明支援の開始を行っていきたくと思っております。

特に、里親さんの家庭に関しましては、まず理解促進が必要というふうに考えておりますので、試行実施という形でご理解をいただきつつ入っていくという形で進めてまいりたいと考えております。

最後に事業を利用していただいたり、児童等へのアンケートなどによる評価検証、そして改善のサイクルを構築していきたいというふうに考えております。

3点目子ども本人による児童福祉審議会への申し立て制度について、仕組みを構築して、令和6年4月1日から開始をしております。

説明用のリーフレットというものを東京都ベースで作っています。

小学生程度向けと中学生以上向けという2種類のを、豊島区の情報を入れた形で作成をいたしまして、入所の子どもたちにお配りしております。子どもたちへの周知を進めているところでございますが、令和6年12月末時点では、今のところ事例はございません。

こちらにつきましては、基本的には先ほどの意見表明支援事業を通じまして、できる限り大人と子ども、また職員等のコミュニケーションがきちんと図れていて、この制度が使われないのが一番いいこととは思いますが、話し合いを重ねてもやはり子ども本人の意向が違う場合、児童福祉審議会に申し立てができる仕組みという形で、こちらについても、きちんと子どもたちに権利として使っているものであるということ、引き続き周知をまいりたいというふうに考えております。説明は以上になります。

・としま子どもの権利相談室

子ども若者課長：

続きまして資料12、としま子どもの権利相談室の運営状況につきまして子ども若者課より説明をさせていただきます。

こちら「としま子どもの権利相談室」は、令和5年の9月に開設をしております。

相談の実績ですが、6年の12月31日時点で相談件数が全体で59件となっております。

そのうち終結したものが49件、継続したものが10件といった状況となっております。

また、他機関から繋がった案件は26件となっております。下の方に、内訳等を記載していま

す。

相談内容につきましては、多いのは家庭のことですか、学校の対応に関することとなっております。

また、初回の相談者は、他の機関から繋がるのが最も多く、その後が本人というようなこととなっております。

初回の相談方法は電話が多いといった状況になります。子どもの状況につきましては、記載の通りとなっております。

(6) 終結パターンのところ 27 件と書いてありますが、先ほどご説明した 49 件が正しい数字となります。訂正の方をお願いできればと思います申し訳ありません。

続きまして、相談室の運営体制につきましては、子どもの権利相談員が 3 名、会計年度任用職員になります。あと子どもの権利擁護委員は、弁護士と大学の教員といった方とでなっております。

開設日は、火水木金といった状況となっております。また、アウトリーチの活動をしております。中高生センタージャンプ、東池袋と長崎それぞれに月 1 回ずつ行っている状況です。先ほどの他機関から繋がるようなところですが、ジャンプの方から繋がってくる人が多いというふうに聞いております。

4 番の普及啓発の取り組みは、こういったカード等を作って、区立の小中学校等にもお配りをして、周知活動等を進めております。

また、合わせて子どもたちにとって、この相談室に親しみを持ってもらえるようにということで、今年度の取り組みといたしまして、愛称の募集の方をいたしました。

区立の小・中学生の方に募集をしましたところ、700 件を超える応募をいただきまして、3 案に絞ったものを投票というような形で、愛称の方を募集しまして、決まったものがふくろう相談室といった形となっております。

また、今年度の活動としまして、(3)の方に記載しておりますが、昨年令和 6 年の 9 月には、権利相談室の活動報告会ちょうど 1 年を迎えたということですので、活動報告会の方も開催をしております。

また、権利相談室のキャラクターといったところで、現在名前は募集中ですけれども、キャラクターも作って、子どもたちにも親しみを持ってもらえればというふうに考えております。

また権利相談室のニュースレターも、この 1 月に第 1 号の配布をしております。

その他にも、記載のように、区内の施設ですか、学校等で様々な取り組みをしているといった状況となります。説明は以上となります。

委員長： はい、ありがとうございます。この 1 年間の子どもに関連するところの取り組みについてご報告をいただきました。何か皆様方からご質問等ございますでしょうか。

委員： 弁護士をしております。

よろしく願いいたします。児童相談所関係で伺いたいのですけれども、区児相が発足して約 2 年ということですがけれども、一旦一時保護して家庭に復帰させた後に再度一時保護したケースというのは無いのかどうなのかということと、もう 1 点家庭支援センターの方で報告をいただいているのですが、児相の方で虐待通告の種別がわかったら教えていただきたいと思います。

児童相談課長：

まず一時保護が解除になって、再び一時保護になることがあるかというところですが、それは

やはりあるというのが現実でございます。

児童相談所長：

虐待の中で一番多いのは心理的虐待、親のDV目撃による心理的虐待が全体の約半数を占めております。その次の身体的虐待はその半数、そしてネグレクトというものはその半数となりまして、性的虐待は1%未満となっております。以上でございます。

委員： ありがとうございます。

私も以前、他の児相、児童福祉審議会で権利擁護をやったことがあるのですが、一旦一時保護をして、自宅に帰宅させた後に再度にまた、一時保護しなければいけない事例は、やはり解除をするときの検討が十分だったのかなってということが多々あったものですから、解除する際の検討を十分していただきたいなというふうに思っております。

それともう一点の、先ほどの虐待通告の種別で性的虐待が児相さんでも1%未満しかないということですが、なかなかこれは表に出てくるのが難しいのですけれども、私の肌感覚としてはきつともっとあるであろうと言うふうに思います。その辺を何とか掘り起こすというのはあれですけれども、性虐のお子さんの心理的な回復というのが一番難しいということを経験しておりますので、ぜひこういうお子さんを救えるような形を活動に盛り込んでいただきたいなというふうに思います。

委員長： はい、ありがとうございました。

委員： 子家センの方に聞いたかったですけれども、この中での3ページの子ども家庭支援センターから区児相へ送ったケースの状況があり、対応依頼、虐待が20件と、情報提供、受理前協議、虐待が17件あるのですが、これ印象感想ベースでいいんですけれども、都の児相から区児相になったときに、ここは相当同じ区内で同じ区の職員同士ということで敷居が下がってスムーズな連携ができるのではないかと。そこはプラスじゃないかなと思っているんですが、区児相になってこういった件数なんですけれども、子家としては、この区児相になったことに対してどういうような印象感想を持っているのかなと。

子ども家庭支援センター所長：

ありがとうございます。おっしゃる通りでして、やっぱり東京都のときは、かなり区の方で頑張っていて、命に関わるようなケースでやっと保護していただく、みたいな状況があったんですけども、区児相になりまして、区の職員が多く、子ども家庭支援センターの経験者が多く児童相談所にいるということで、その子ども家庭支援センターのケースがどういったケースかイメージしやすいと思うんですね。

なので、こちらが送った状況については速やかに受理していただいて、連携を取っていただいている状況です。一時保護もスピーディーになっておりますし、豊島区では虐待の通告につきましては、区民の皆さんからは、児童相談所でも子ども家庭支援センターでも通告受けているのですが、関係機関の方たちは、もう虐待というふうに疑われたらすぐ児童相談所をお願いしてるんですけれども、まだまだ子ども家庭支援センターの方に、ちょっと児童相談所が敷居が高いというような状況もありまして、子ども家庭支援センターにもご相談いただくんですね。そのときに、やはり傷があったってということもくるんですけれども、すぐに児童相談所と連携しますと、児相の方が即、学校や保育園の方に向かって安全確認するような状況ができており

まして、まずは子ども家庭支援センターが行って調査してきてっていうよりも、その重症度によってはややかに本当に動いてくださって連携がとれていると思っています。

7 その他

委員長： ありがとうございます。まだご質問もあるのではないかと思いますのですが、実は今日ですね区長さんがずっと残るてくださってらっしゃる。

いい機会で、その他のところも含めてご質問も含めてで結構ですけども、いろいろ意見交換を、区長さんに物申したいという方もいらっしゃるかもしれませんので、また区長さんからもお聞きしたいということもあるかもしれませんので、少しそんな時間を取らせていただこうかなというふうに思いました。

その中で関連して続けてご質問をいただいても結構だというふうに思います。

ちょっと 20 時を少し回るかもしれませんが、そこをご容赦いただきまして、それではそういうことでよろしいでしょうか？

はい。では区長さんの方から、今までのお話伺っていただいてのご感想とかあるいは何か皆様方に聞いてみたいこととかありましたら。

区長： 職員には私との直接の意見交換はもちろんですけれども、もうできるだけ説明の時間を短くしているんなご質問をたくさん受けるようにというふうに言ってましたんで、委員の皆様も私を意識せずして聞いて、これはっていうのをぜひね、聞いてもらえればなと思います。

それとできるだけ多く意見をというのは、親会が年に 2 回ぐらいしか持てないものから、どうしても私達の児相なり子ども家庭支援センターと委員の皆さんがもしかしたら距離が出てるかなとも思ったりして。率直なご質問でもたくさんいただけるとありがたいなそんな思いしております。よろしくをお願いします。

委員長： はい、ありがとうございます。今のご発言とかね、それを踏まえて何か皆様方の感じていらっしゃるのとかが、ありましたら、ぜひ出していただければと思います。どなたからでも結構です。先ほどのご質問に関連してでも結構です。

委員： 趣旨と変わってしまうかもしれないのですが、先ほど区児相ができたことによって子ども家庭支援センターから児相へ繋ぐっていうのはスムーズにできるようになったとお伺いしたんですが、逆に児相案件が、ある程度リスクが低くなってきた場合に、地域を見守る子家に移していくっていう、そちら側の連携っていうのは、うまくいっているのか、あるいは子家がそれなりに忙しくて、児相が持った案件に関しては、司さんがしっかり最後までフォローして終了しているという感じなのか。その辺のその逆の方の連携についてお伺いしたい。

委員長： ぜひお願いしたいと思います。

児童相談所長：

児童相談所長からご報告いたします。一言で言いますと、大変頼りになる子家センだな、と考えております。

私どもはどうしても家庭に介入して家族を分離するというようなことを行いますので、その後の支援というのはなかなかやりにくいのです。ここを子ども家庭支援センターの方々、子どもさんの家庭を支えるということで繋いでいただいています。例えば児童相談所が法律に基づ

き児童福祉指導をかけた後、指導効果がでてくれば、継続指導という家庭の地域支援に繋いでいくのですが、それを主に担っていただくのが子家センということで、本当にありがたい存在と、日々実感しているところでございます。

副委員長： 私 50 年社会的養護の現場での子どもたちと関わるんですけども、社会的養護、特に児童養護施設に措置される子どもたちの状況を見てみると、もっと早い関わりというのか、もう施しようがない状態で来られても、非常にその後のケアが大変だということがあるので、区が児童相談所を作って子家センと一体となって取り組むということについても、国の審議会でも、賛成ということで、ぜひやってほしいと意見してきたんですけど、そう見ると、やはり子ども家庭支援センターでショートステイだとかも含めて、家庭を支援する、それからちょっと難しいから一時的にお預かりするとかですね、そんなことをもっと旺盛というか、積極的にいろいろやらなきゃいけないのではないかと思います。

そういう意味からすると、ショートステイ事業について、施設だとか協力家庭にお願いしているけれど、だいぶケースが多くなってきているみたいなので、今後の体制整備そういう部分も先ほどの推進計画のところにもありましたが、豊島の方では今後どうしていこうとしているのかを含めて、お聞きしたいなと思います。以上です。

委員長： 社会的養育推進計画の策定でも、このショートステイの要望をどう対応していくのかというところが、大きな課題になったと思いますけども、事務局の方でこれについて何かご意見ありますか。

子ども家庭部長： 子ども家庭部長です。来年度に、新拡でショートステイをやる事業者を子どもの居場所としてやる事業をやっていききたいなと思ってます。

いきなり、事業者がショートステイを広げるというのはなかなか難しいものですから、一步一步拡充に向けて来年度から歩んで行きたいなというふうに思います。

委員長： 他はいかがでしょう。

オンラインの方もどうぞ積極的に発言いただいて結構ですので、何かございましたら、お手を挙げいただければと思いますが、大丈夫ですか。委員、遅れても大丈夫です。

委員： 遅れた身分で恐れ多いです。

委員長： 他いかがでしょう。あと 5 分ぐらいご意見、2～3 ご意見頂戴できるかどうか

委員： いろいろな施設では、非常に対応難しい、精神的な問題で心理治療しないといけない子が溢れているということで、今度豊島区がいろいろ施設等の整備をしていく、多機能型とうことでですけども、そういった子どもたちを見ていく、力を持っている職員を確保するのは大変なことで、東京の児童養護施設があるわけですけども、その中で多くの施設がですね、やはり職員の欠員状態が続いていると、なかなかメンタルがやられてしまう子どもたち、難しい子どもたちを抱えていると、バーンアウトしてしまうと、というようなことが続いているという現実があるので、力のある職員をなんとか長く勤めていただくような方策、職員の業務を改善できるよう、今はかなりひどい勤務状況なので、今度新しく児童養護施設を誘致するのであれば、人材確保そして職員の勤務条件を確保していかないとなかなか嫌われる職場職種だなと思ってお

ります。

どこでも職員確保に苦勞しております。そんなことで、児童養護施設多機能型、そういうことを加味しながら作っていただければと思います。

委員長： 貴重なご意見ありがとうございました。他いかがでしょうか？
臨時委員は何かありますか。

委員： ありがとうございます。
臨時部会に携わらせていただきました。
社会的養育推進計画の策定にあたって、豊島区の子どもたちにも関わらせていただきました。
推進計画にもありますが、子どもからの意見や伝えたいことが載っていますので、是非参考にして進めていただければと思います。

委員長： 突然失礼しました。
事務局と一緒にしながら子どもたちの声を直接拾ってくださっておりますので、とても大切な役割を臨時部会のなかで果たしていただいたなと思っております。ありがとうございます。
時間になりましたのでもう少しご意見なども頂戴できればというふうに思ったんですけど、こちらで閉じさせていただきたいと思います。
最後ですが、臨時委員の皆様と、それから1月末に任期満了で退任される部会長、委員2名に一言ずつご挨拶をいただきたいというふうに思います。
臨時委員の方に最初にお話をいただいて、その後退任される委員の皆様方に、一言いただければというふうに思います。
そうですね1分ぐらいでお願いできればというふうに思います。
それでは臨時委員お願いしてもよろしいでしょうか？
名簿の順で行きたいと思います。

委員： はい、私の方から一言申し上げたいと思います。このような計画策定に携わらせていただいたということで非常に名誉に思っております。
また本当に事務局の皆さん、一生懸命で頭の下がる思いをしました。
ただ私としては、児童相談所OBということがありますので、いろいろな立場からいろいろ話したかった部分もあるんですけども、そこら辺がちょっと話が足りなかったんじゃないかなというふうに反省しているところです。
そうは言ってもですね、いろんな面でですね、本当にいろいろ勉強になったなと思っております。
この7回の部会に参加させていて、もう年なので、これから発展することはないかもしれないんですけども、今後生かしていきたいなというふうに思っています。
本当にありがとうございました。

委員： この貴重な機会に携わらせていただいてありがとうございました。
事務局の皆様にお世話になりました。
臨時部会の中でも発言させていただいたのですが、今回計画策定の過程に関わらせていただく中で、本計画に関わる方々が、子どもの置かれている状況や、子どもがどう感じているかについて、とても真摯に、思いを持って向き合ってくださいていることを感じました。自分たちのことをこんなに考えてくれる人がいる、と感ずること自体が、エンパワーメントつながること

もあると思いますので、豊島区の社会的養育を必要とされる方にもこの計画をみていただけたらなと思いました。また、予防的な支援を含むさまざまな支援が充実していく中で、難しい状況、どうしようもない状況になる前に、豊島区で安心して生活できるようになればいいなと思います。

委員： はい、改めまして本来であれば、そこに何って皆さんの顔を見ながら、その前で挨拶しなくちゃいけないんですが、よく見てみますと、福祉関係の方々が多いもので、恐れ多くて言えないんですが、一言お礼と感想を申し上げさせていただきます。

この豊島区の児童福祉審議会の方々の名前を見て、改めてすごい方々がここに参加してらっしゃるんだなというふうには思いました。

最後に、ショートステイのことや、その他この豊島区で必要なことがたくさんまだまだあるんだなって、ここの推進計画の中の見直しの中で書かれたことは、本当に素晴らしいことなんです、それをいかに実現していくかっていうのが、私達1人1人の役目であり、私達の仲間を通してやらなくちゃいけないことだということを改めて感じさせられました。

その検討委員会の中の方々は、この福祉審議会のメンバーがほとんどだったもので、その方々の熱意というものを、私はその検討会で本当に感じることができました。

そしてまた、この審議会の中に参加させていただいて、こういう熱意の方々が議論されたんだなっていうことを改めて感じさせられました。この会含めて、検討会に参加させてもらったことをとてもありがたく勉強になりました。ありがとうございました。改めてお礼申し上げます。

委員長： それでは続きまして、部会長お願いいたします。

部会長： いろいろと勉強させていただきました。少し開催回数が少ないなということを最初当初は思っていたのですが、逆に言うと順調に始まって、児童福祉が推進されてると、進んでいるという理解が進みですね、上がってきた案件につきましては委員の先生方もですね、ご支援があつてですね、順調に部会ができてきたのかなと思い返せば、考えるところでございます。

私自身あまり器用でないものですから、ちょっと自分のキャパを超えているところもありまして、今回はわがままを言わせていただきました。

引き続きこの審議会、推進計画は続くと思うので豊島、特に推進状況については、関心を持って見てまいりたいというふうに思いますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

委員： 本当に1年間社会勉強というか、こういうふうにつながっているなっていうのはずいぶんわかってきて本当に勉強になりました。

児相の嘱託医をやって、というか一時保護所の嘱託医を務めていて、やはりその中に医療としてこのお子さんがここに入所、あるいは保護されなくちゃいけない状況っていうのは、どのようなことがあるんだろうかっていうことで見ていますが、やっぱり発達特性があるとかそういうお子さんが多いんじゃないかなというふうに思います。

自分の診療所で、非常に特性のある発達障害のお子さんなんかを見ているときに、その保護者が非常に頑張っているんですね。よくこれに耐えられるなど、自分だったら手を出してしまうんじゃないとか、そういうことを思っていて、医療としてはもう少し早く、この保護者のこのストレスとか、そういうことをできるだけ解消するための何か、ファミリーサポートをするようなものが必要なんじゃないかなと。

できるだけそういうケースを減らすためには、そういうことは医療側として少し徹底して考え

ていかなくちやいけないかなってというふうに思っています。

医療的ケア児のかかりつけ医として年間のサポートをしたりしてしてるんですけど、ご兄弟がいらっしゃったり大変なところが結構あって、どうしても保護者の大変さ、それがどこへ向かうかという医療的ケア児をしっかり保護者が見ていただいたとしても、他のご兄弟とか、そういったものに全く手が届かなくなる。こういう状況も、ネグレクトに近いような状態になってくるっていうのもあって、やはりどうしても医療から見ていて必要と思われるケースを、何とか家庭支援をしていただけるような、そういうことがあってもいいのかなっていうふうに感じています。本当に考え方も少しずつ変わってきたというか、もう微力なので、何かができるっていうことではないとは思いますが、少しそういったことを医師会内部でも共有して考えていきたいと思えます。

委員： 短い2年間でしたが、いろいろ勉強させていただいてありがとうございました。

私は検証部会でしたので、幸いなことに検証しなければいけない事例が発生しなかったことで少々安堵しております。

それと、私は弁護士としてこの児相に携わったのが約30年前ですけども、その頃は力で押さえつけるというのが当たり前という養護施設の実態というのがあったのが、今この豊島区社会的養育推進計画を拝見して、力で押さえるというのは当然なしで、子どもの意見を聞きましようというところまで発展してきたんだということで、この30年間で隔世の感があるなっていうことを非常に強く感じております。ただやはりそういう計画を立てるより、先ほどどなたかおっしゃったように、実行していくことが非常に難しい分野だと思います。

この点は私も痛感しておりますので、きっと遅々としてだろうとは思いますが、皆様ますますご協力いただいて未来の子どもたちのために、楽しい将来が開けるような社会的養護をすすめていただきたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

委員長： はい、ありがとうございました。本日予定していた案件は終了となりますが、その他委員の皆様方から何かございますでしょうか？

よろしいでしょうか？進行の不便で時間を15分ほど延びてしまいましたけれども、ご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

事務局から事務連絡がございますでしょうか？

事務局： はい。本日の議事に対するご意見等がございましたら、2月7日までに事務局にメールにてお送りいただきますようお願いいたします。

また、本日の会議録につきましては調整でき次第、委員の皆様へメール等でお送りいたしますので、内容の方をご確認いただければと思います。

事務連絡は以上でございます。

委員長： それでは以上をもちまして、豊島区児童福祉審議会第3回本委員会を終了させていただきます。皆様にはご協力いただきまして本当にありがとうございました。

これからもよろしくどうぞお願いいたしますお疲れ様でした。